

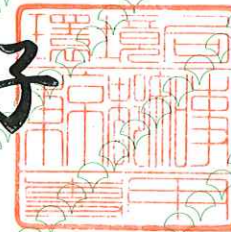
## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都東村山市廻田町一丁目2番17号  
氏名 千葉企業株式会社  
代表取締役 千葉 久典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年12月 1日

許可の有効年月日 令和 7年11月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類 (限定内容は2のとおり)

破 砕: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上1種類)

圧縮梱包: 廃プラスチック類

(以上1種類)

圧 縮: 金属くず

(以上1種類)

溶 融: 廃プラスチック類

(以上1種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地: 東京都東村山市廻田町一丁目2番地17

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず (ガラスくず、陶磁器くずに限る。)	8.85 t/日	—	平成27年5月25日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	2.30 t/日	—	平成27年5月25日	—	—
圧縮	金属くず	1.62 t/日	—	平成27年5月25日	—	—
溶融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.37 t/日	—	平成27年5月25日	—	—

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として5時から19時までとし、処理施設の稼働時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 27年 12月 1日 新規許可

令和 2年 12月 1日 更新許可 第1回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)